

規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(TBT 協定)第2条9. 1に基づくものです。

無菌充填豆腐、防かび剤（フルジオキシニル）及びボロニアソーセージ
に関する食品表示基準の改正について

下記のとおり、食品表示基準を改正する予定ですので、お知らせします。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

記

1 件名

食品表示基準の改正

2 対象品目

無菌充填豆腐

防かび剤（フルジオキシニル）

ボロニアソーセージ

3 趣旨及び目的

無菌充填豆腐については、従来の冷蔵保存の豆腐とは別に、常温保存の豆腐に対応した新しい表示方法を規定する。

また、防かび剤（フルジオキシニル）については、用途名と物質名の併記が義務付けられており、その使用対象食品が拡大することに伴い、新たに表示が必要となる食品があるため、追記する。

最後に、ボロニアソーセージについては、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）に基づき、保護対象とされる予定の「M o r t a d e l l a B o l o g n a」（和訳名称モルタデッラボローニャ）も、その商品の一般的な名称としてボロニアソーセージと表示ができるよう規定する。

4 適用予定日

官報に公示する。

5 意見提出先

消費者庁食品表示企画課

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1

中央合同庁舎第4号館

TEL (03) 3507-9222

FAX (03) 3507-9292

6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後60日間